

岐阜県支部だより

- ◎ 巻頭言
- ◎ 支部研修会報告
- ◎ 公認心理師関連情報
- ◎ 事務局より

巻頭言「教育相談係とスクールカウンセラーによるチーム学校」

朝日大学保健医療学部看護学科 教授 下野正代

◇ 世に隠れた宝を

「教育相談は、世に隠れた宝を生み出す仕事です。10年頑張ってみてください。分かってくれる人が出てきますよ。」と、恩師に言われてから優に30年が経過しました。教育相談は「生徒を甘やかすだけ。」「うんうんと言っているだけ。」との反発を受けた時代があり、そういった経緯もあって、スクールカウンセラーが学校に配置される時代が来たことには感慨深いものがあります。

◇ なぜチーム学校なのか

子供たちを取り巻く問題は、いじめ、不登校、貧困、虐待と山積しています。教員の勤務時間は、2014年のOECDの調査では「直近の通常の1週間」において、日本(53.9時間)米国(44.8時間)、授業に使った時間は、日本(17.7時間)米国(26.8時間)と、日本は勤務時間が長い割には、教員が授業にかけられる時間が少ないことが分かります。

同じ調査で、教育資源の不足については、質の高い指導を行う上で、「非常に妨げになっている」「いくらか妨げになっている」と回答した校長の割合は、「資格をもつ教員や有能な教員の不足」：日本(79.7%)米国(34.3%)、「特別な支援を要する生徒への指導能力をもつ教員の不足」：日本(76.0%)米国(32.6%)、支援教員の不足：日本(77.5%)米国(47.1%)となっています。

さらに、平成25年度の学校基本調査によると、学校の仕事82%を教員が行っているという結果が出ています。学校現場に必要な教育資源として、教育相談や特別支援教育に強い本学会の会員のような先生方が求められているのです。

◇ スクールカウンセラーの導入と責任

教科指導に教員が時間をかけられるようにと導入されたのが、スクールカウンセラー(SC)です。私自身は、高特大、教育センター、病院臨床、大学院相談センターでの教育相談を経験してきました。また、昨年度からはSCとして高特で活動をし

ています。これらの教育相談活動を比較してみると、SCには契約(枠)があり、専門性・外部性として、個として責任をもつこととなります。

カウンセリングは、時間もエネルギーも使う仕事であり、毎日が初心者であり真剣勝負です。SCとして初めて勤務校に向かうときや先生方や子供たち・保護者の方々と初めて出会うときは、初任校に向かう先生方と同じように不安と緊張感でいっぱいです。40分ほどのカウンセリングを行ったあと、担任・相談係・養護教諭の先生方に自分の立てたアセスメントを伝えます。熱心にメモをとってくださる先生方の姿に、一層力が入ります。SCになって傾聴の大切さを改めて痛感するとともに、先生方から得られる情報によって、子供たちへの支援の方向性に気付くことができます。

◇ SCの活用を

毎回アセスメントが正しかったかどうか、子供たちや保護者の方から聴いた言葉を次回まで心の中で醸しながら、やりがいも感じています。求められる専門性への責任感、外部性ゆえに学校や子供たちの様子が分からないという不安もあります。先生方の目が一人一人の子供たちに向いていること、相談室や保健室を中心に教育相談のチームが組んでいることが、とても大切なことだと外部だからこそ見えてきました。SCに関する事務処理が増え、先生方がSCよりも教育相談ができるのと思われることもあるかと思いますが、SC活用は教育相談担当の先生方次第だと思います。スクリーニング(教育相談対象者の選択)、コーディネート(調整)、コラボレーション(先生方やSCとの共同作業)、コンサルテーション(SCの診断と相談)がうまく行われることで、チームは生きてきます。毎年4月には、校舎に向かって「よろしく」と一礼をして襟を正して向かうと話すSCもいます。子供たちのためにお互いに頑張りたいものです。

☆ 支部研究会報告 ☆

◇ 第3回研修会

開催日：平成29年10月28日（土）
会場：岐阜大学教育学部附属小学校



◎ 理事長挨拶

「テレビで凄い小学生たちを見て、心底感動しました。」と、『NHK かつとび王選手権2017』で、縄跳び日本一を目指し、自分たちの限界に挑んだ小学生たちの姿を冒頭で紹介。競技に向き合う中で、仲間のよさを感じ、励まし合い、幾多の困難を乗り越えていく小学生たち。

「いじめ件数の増加が世間で懸念される昨今、こんなすばらしい子供たちがもっともって増えていくよう、私たち学校教育相談学会員が中心になって尽力せねばなりません。いじめやいじめの見逃しゼロに向け、今日講演会で学んだことを是非広めてください。」と参会者に呼びかけられました。

◎ 記念講演

「学校経営と学校教育相談」
美濃市立美濃小学校 校長
学校カウンセラー 古田信宏 先生

「不登校」を「登校拒否」と言った時代からずっと学校教育相談に関わっていると、教育相談歴25年の大ベテラン古田副理事長。平成19年度から特別支援教育が本格的にスタートして以降、特別な教育的ニーズのある児童生徒への障害に応じた対応や指導方法や、支援の在り方の研究開発が急速に進んできました。そうした中で、通常の学級における発達障害の児童生徒の指導・支援が、他の児童生徒にも有効であると言われ始めました。「特別支援教育の視点を活かした授業づくりは、全ての児童生徒にとって分かりやすい」。

それが今回の美濃小学校の「授業におけるユニバーサルデザイン」です。どうしたら子供たちが安心して楽しく学校に通えるか……。古田先生

は、授業の前にこそ学級づくりが必要であり、学級集団をどう創っていくか、その基盤は安定した学校経営の中にあると話されました。学校教育相談体制づくりが学校づくりにもつながると、全職員に子供一人一人を正しく理解することの大切さを説かれ、「認知」「発達」「学習」の視点から何度も構成的エンカウンターを実演し、先生方を指導されました。その結果、美濃小学校の子供たちは以前に比べ穏やかになり、日常茶飯事だったトラブルが激減したとのことでした。また、教職員の肯定的な子供のとらえが底辺の子供たちを底上げし、トップレベルの子供たちが本来の力を発揮するなど、特に算数A問題学力向上に貢献できたとのことでした。その成果に、当の美濃小学校の先生方もびっくりされたそうです。一人でも多くの児童の学びに通じる授業づくりを、教員の全てが意識し、実践したからこそその成果です。

また、運動会の学年演技「ウエーブ」を実例に挙げ、何度やってもタイミングをつかめないAさんに、担任が「目をつぶってやってみようか。」とアドバイスしたところ、仲間と見事にウエーブができるようになった事例や、予定黒板を何回見ても覚えられないBさんは、見て覚えるのが苦手かもしれない。「ぶつぶつ言ってみようか。」と、視覚刺激よりも聴覚刺激の支援を多くし、忘れ物を減らすことができた2つの成功事例を挙げられました。いずれも個の認知特性を把握した的確な対応が、適切な支援につながったとのことでした。

このあと、白川町立白川小学校の宮崎仁志先生が『学習環境と学習方法のユニバーサルデザイン』と題し、特別支援学級での「学習環境」、「学習用具」、「学習方法」のユニバーサルデザインについて話されました。

参会者が3つのグループに分かれ、さらに効果的な支援についてグループ討議をしました。「支援のしすぎ」が話題になり、不要な支援、役に立たない支援は、切り捨てる覚悟も必要であると学びました。
(文責：佐藤 礼子)

◇第4回研修会

開催日：平成29年12月16日（土）

会場：岐阜大学教育学部附属小学校

◎講演会

「不登校の理解と対応」

西濃学園 副校長

学校カウンセラー 平林 克友 先生



「児童生徒の気持ちの理解と状況把握」「初期の対応」「長期の対応」という3つの視点から、事例を交えながらご講演いただきました。

児童生徒や保護者の気持ちを受け止める際には、「よきアドバイザー」であるよりも「よい聞き手」であることが大切ということ、児童生徒を直接支援すること（カウンセリング）はもちろん、児童生徒の支援者である保護者を支えること（コンサルテーション）が、ひいては児童生徒を支えることにつながるということを学びました。

◎事例研究会

「不登校が長く、人との関わりがうまくできない生徒の対応」（中学校 養護教諭）

「通常学級における特別に支援を要する児童に対する効果的な支援方法の方策～家庭科の実習学習を通して～」（小学校 相談員）

小学校の事例研究会には、授業の様子をビデオに記録し、児童の学習への取組の様子を詳細に分析

されている実践が素晴らしいと感じました。「特別な支援を必要とする児童にとって効果的な学習活動は、他の児童にとっても効果的である」というユニバーサルデザインの視点に基づいて、授業の展開を工夫したり、具体的な手順や方法を視覚的に示したりすることの大切さを学びました。

（文責：宮崎 仁志）

◇第5回研修会

開催日：平成30年2月17日（土）

会場：岐阜大学教育学部附属小学校

◎事例研究会

「自分の思いを最優先にする女兒の支援のあり方」（小学校教諭）

「複雑な家庭環境によって学校生活が不安定になっている中3生徒への支援」（中学校教諭）

今回は、小学校と中学校一つずつの事例について、グループに分かれ研修しました。

小学校グループでは、研究会序盤から積極的な意見交換がされました。事例提供された先生から出された「支援の課題」を深めていく中で、特に印象に残った内容を3つ紹介したいと思います。

1つ目は、「集団」を意識する通常学級と、「個」に目を向ける特別支援教育のそれぞれの立場から見た「支援の視点の違い」です。個別支援のあり方について、色々な立場からアプローチを出し合い、児童理解を深めていくことで、新しい気付きを得ることができました。

2つ目は、「保護者理解と対応」についてです。児童と保護者の関係性に注目しながら、保護者対応が話題になりました。保護者と良好な関係を築くために心がけていることや、児童の失敗を保護者に伝える時の留意点等が交流されました。保護者面談の時は、保護者に寄り添える職員を交えるなど、チーム体制の必要性も助言いただきました。



最後は、「記録を残すメリット」についてです。今回の事例研では、児童との関わりの記録が資料として提供されました。関わりの記録は、児童理解を深める重要なものです。同席された古田副理事長は資料から「児童の分析がされているだけでなく、肯定的な解釈がなされている。」と担任の先生の熱意を指摘されました。「記録を残す」という作業は、日々の業務に追われ、ともすると等閑になってしまいがちです。事例提供して下さった先生は、「記録をとる事で自身の対応の変化に気があって、その変化を文字として残せてよかった。」と振り返っておられました。

中学校事例は、中3までほとんど問題行動の見られなかった生徒が、突然リストカットや欠席が目立つようになり、孤独と絶望の闇にある彼女を学校としてどう支えていくべきか、様々な立場からのアセスメントの方策が提案されました。親の放任や性的虐待など、こんな深刻・複雑な家庭環境もあるのかと思わずにいられませんでした。校内・外の連携共同支援をされるなど、チーム学校で懸命に生徒を支えておられる先生方に頭が下がる思いでした。

さて、今回も様々な立場の方からお話を聞く事で、「自分の立場でできること」を改めて見直すことができました。 (文責：佐々木 文枝)

☆ 国の動向より ☆

公認心理師関連の情報

公認心理師の第1回目の試験が、9月9日(日)に決まったという情報が入ってきています。会場は、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の6都府県になることも分かってきました。本学会に入会している皆さんにとっては、関心の

あることかと思えます。そこで、ここでは、本学会の会員(以下、本会員と称す)が、公認心理師になるためには、どのようにすればよいのか紹介します。

1 2つのルートがある。

公認心理師関連のホームページがいくつか出ているので、そこを参照すれば分かりますが、公認心理師の受験資格を得るためには、いくつかのルートがあります。本会員がそのルートの中で利用できそうなものは、次の2つでしょう。

①心理系の修士課程を終えている人のルート

大学院を修了している人で、ある一定の科目を修了していれば、受験資格が得られるというものです。一定の科目が何で、どの程度取っていないか、厚生労働省等のホームページか、修了した大学院に問合せをして確かめてください。但し、大学が経過措置を知らないことも多いので、大学に「受験資格を幅広く認める」という趣旨で経過措置が作られて、認められるはず」ということを説明して、認めてもらえるように交渉することも必要ようです。

②5年間の実務経験と現任者講習を受けるルート

こちらは大学院を修了している必要はありません。実務経験が5年以上あればよいのです。この実務経験とは、教育センターの指導主事や相談機関で働いていることを指しているようですが、それ以外に学校内での実務も考慮される見込みです。校内の教育相談主任だけではなく、相談係でも良いようです。但し、週6時間以上やっていることが必要なのだそうです。例えば、教育相談係になっていて教育相談主任などをやっていると、週に2・3回は面接をするし、教育相談のための会議が週1で開かれたり、そのための資料を作成したりしていると、6時間相当は、働いていることになるのではないのでしょうか。その際の肩書きは関係ないそうです。重要なのは、管理者(校長等)の命を受けて、実際に相談業務についていたことを、管理者(校長等)に承認してもらうことです。例えば、「〇年△月から□年◇月まで教育相談係と

して、週 6 時間相当の勤務をしていた。」という証明書を所属長である校長から得られることが大切です。大学においても実務経験になるのは、相談業務だけです。教育相談担当者が管理者の命を受け業務をやっていることしか対象になりません。心理学関連の授業を受け持っても、実務経験にならないそうです。このように実務経験は、様々な状況が考えられますが、微妙なとらえ方があるために、厚生労働省も明確な基準を出せない状況にあるようです。ポイントは、厚生労働省としても、実務に従事している方を拾うことを優先しているということです。落とすために経過措置をとっているのではないのです。自分で「きっとこれは無理だろう」と思っている、厚生労働省は認める可能性があるかもしれないのです。ですから、自分でやっていた業務が実務経験に相当するかどうかをよく考えて判断し、管理者に証明をもらって、申請してみることが重要でしょう。

実務経験は、5 年間連続でなくてもよいそうです。2 年間やっていて、その後 3 年間やれば、合計 5 年とすることができます。現在、1 年間だけ実務経験がある人でも、今すぐ実務を始めて 4 年間の経験を積み、現任者講習は 5 年間あるので、最後の最後に講習を受けられて、受験資格を得ることができるのです。但し、今現在に実務経験がない人は間に合わないことになります。

今までは、SC になるには、精神科医と大学の先生、そして臨床心理士の方でした。しかし、今後は、基礎資格として公認心理師がメインになる可能性は高いでしょう。あとは臨床心理士資格も残ると言われています。ガイダンスカウンセラーは、微妙なところですが、関係者ががんばって交渉中です。

公認心理師の受験資格を得るための現任者講習会は、既に始まっています。今後も講習会は、どんどん開かれていきます。受験の手引書も、取り寄せの申請が始まっています。本会員の皆さんにも多くの方が受験資格を得て、合格されるようになれば、本会としても心強いと感じています。

(文責：木村 正男)

☆ 公認心理師現任者講習会参加報告 ☆

開催日：平成 30 年 3 月 19 日～23 日
会場：愛知学院大学名城公園キャンパス

現任者講習会は、以下のような科目を 1 日 6 時間、5 日間で 30 時間研修しました。

- ・公認心理師の職責
- ・主な分野に関する制度
- ・精神医学を含む医学に関する制度
- ・主な分野に関する課題と事例検討
- ・心理アセスメント
- ・心理支援及び評価・振り返り

です。また、主な分野とは、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の 5 分野です。

公認心理師として基本的な内容ということですが、教育関係の仕事をしていた報告者にとって、精神医学関係の「向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化」や「関係行政論」の高齢者福祉領域や犯罪被害者支援などは、新たな学びであり興味深いものでした。

講義の中心は DVD の視聴が中心で、事例研究では小グループによる意見交流もありました。90 分の講義が午前と午後に 2 つずつ行われ、大変濃密な 5 日間でした。

学習内容が多く、まだ頭の中にまとめきれませんが、以下のことを感じました。第 1 に公認心理師は常に研鑽を続け、知識及び技能を向上させなければならないということ。第 2 に自己研鑽だけでは業務内容が自己流に陥りやすく、そうならないように相互研鑽が必要だということ。第 3 に幅広い心理支援について常に最新の情報にふれ、自ら学び続けること。第 4 に地域にあるリソースを要心理支援者に適切に活用するために、公認心理師はこれらの関係分野の関係者と常日頃から連絡を取り合うことが大切であるということ……。などを学びました。これは、公認心理師だけではなく教育相談に携わる者にとっても、常に大切にしたいことです。

講習会場になった愛知学院大学名城公園キャンパスでは、200 人が収容できる大教室で学習しましたが、このような教室があと 1 つありました。東海地方だけでなく遠くは九州地方からも受講に

来ている方もあり、その関心度や熱意の高さが分かりました。

この講習会に参加しただけでは、公認心理師の資格が授与されるわけではありません。さらに公認心理師試験を受験し、合格者に与えられる資格になります。

5日間の現任者講習会で、さらに幅広い心理支援ができるようになるために、改めて深い学びの必要性を実感しました。

(文責：幸脇 弥生)

事務局より

研究紀要論文公募のお知らせ

研修研究委員会では岐阜県支部「研究紀要 第8巻」の刊行（平成30年度発行予定）に向けて準備を進めています。つきましては、それに掲載する論文を下記の要領で公募します。多数のご応募を期待します。

1 投稿資格

2017年12月1日時点で、応募者が本会の会員であること。

2 応募論文

応募論文は未刊行のものに限る。

3 エントリー手続

応募希望者は、2018年6月末日までに、研修研究委員会宛（ogajun@msj.biglobe.ne.jp）に、

- ①応募論文のタイトル（仮題でも可）
- ②執筆者氏名
- ③連絡先の住所
- ④現職

をメールで知らせ、予め応募の意思を示してください。

ただし、諸般の事情でやむを得ずこの手続きを踏んでいない場合でも、下記の締切までに応募した論文は受け付けます。

4 提出するもの

(1) 論文

ファイルの形式は、「Word」か「一太郎」、「PDF」のいずれかにすること。ファイル名には、論文の

題名をつけること。題名が15文字を超える場合には、簡略化すること。

5 原稿の様式

- (1) 投稿論文は学校教育相談に関する研究論文、実践事例、資料とする。
- (2) 原稿の字数は、12000字以内とする（本文が40字×40行の書式で4～9頁程度）。図表、写真、調査資料も上記枚数に含める。これを超える場合は、研修研究委員会に相談する。
- (3) その他、詳しくは「『学校教育相談研究』投稿規定」「論文作成の手引き」（いずれも日本学校教育相談学会 学会誌作成委員会 作成）に従うこと。
※「『学校教育相談研究』投稿規定」「論文作成の手引き」は、エントリー手続きをされた先生に送付します。
※正会員の方は本部から送られてきた「学校教育相談研究」に掲載されています。
- (4) 手書きの原稿も可とする。

6 締切および提出方法

2018年8月末日（郵送の場合、当日の消印まで有効）

※ メールの場合

メールの「件名」に、「公募論文」と記し、電子ファイルを添付して研修研究委員会宛（ogajun@msj.biglobe.ne.jp）に提出すること

※ 郵送による場合

プリントアウトしたものを「〒500-8225 岐阜市岩地2-9-4 小笠原 淳」まで送付すること。

7 刊行までの流れ

応募論文は、研究研修委員会と岐阜県支部理事会において確認した上で掲載の可否を決定します。また、研究研修委員会および理事会が、原稿の手直しを求めることがあります（随時）。その場合は修正版を12月末日までに再提出をお願いします。なお、応募原稿は返却しません。

(文責：研究研修委員会 小笠原 淳)

日本学校教育相談学会岐阜県支部会報第20号
2018年（平成30年）4月30日発行
発行：日本学校教育相談学会岐阜県支部
編集：日本学校教育相談学会岐阜県支部広報委員会
ホームページ：http://jascg-gifu.net/